

北魏墓誌銘における南齊永明声律理論の反映について

土屋, 聡
岡山大学 : 講師

<https://doi.org/10.15017/1498239>

出版情報 : 中国文学論集. 43, pp.41-50, 2014-12-25. The Chinese Literature Association, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

北魏墓誌銘における南斉永明声律理論の反映について

土屋 聡

一 北魏における墓誌銘の定型化とその時代

墓誌銘とは、被葬者の本貫、祖先の経歴、本人の生前の経歴や死亡・埋葬の日時など、種々の情報を記した伝記資料とも言うべき「誌(序)」に加えて、一句四字(四言)で隔句押韻する韻文「銘」を伴うものである。

後漢時代では、死者を顕彰する方法として、地上に建てる墓碑が行われていたが、曹操の禁令(『宋書』礼志二)を境に、次第に墓室内に安置される墓誌へと移行してゆくことになる。その後も墓誌は制作されるが、やがて北魏——特に洛陽遷都以後(四九四)に至って「銘」を伴う墓誌の構成や記述内容が定型化してゆく。この動きについては、窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」(『立正史学』第一〇五号、二〇〇九年)、同氏「北魏墓誌中の銘辞」(『立正大学文学部論叢』第一三三号、二〇一一年)において、南朝墓誌の影響を受けていたこと、北魏が遷都した太和十八年(四九四)から墓誌の普及が始まったこと、そして正始(五〇四〜五〇七)・永平年間(五〇八〜五一一)までという比較的短期間に定型化がなされたことが指摘されている。

ところで、これを南朝側の年表に照らし合わせてみると、洛陽遷都の前年に南斉の武帝(在位四八二〜四九三)が没して永明年間(四八三〜四九三)が終わりを告げ、続く東昏侯(在位四九八〜五〇二)の暴政、これを打倒した梁武帝蕭衍(五〇二〜五四九)の即位(五〇二)など王朝交代の激動の時期であり、その一方で、政治的混迷をよそに、沈約(四四一〜五一三)・謝朓(四六四〜四九九)・王融(四六七〜四九三)らによる声律理論「四声八病

北魏墓誌銘における南斉永明声律理論の反映について

説」の発明がなされ、精密巧緻な齊梁文学が花開いたという時期でもある。北魏の墓誌銘撰者らが、この文芸上の新動向を自らの創作活動に反映していた可能性は考えられないであろうか。そこで、本稿では、北魏墓誌銘における声律理論の適用の実態を明らかにしたいと思う。

二 銘（四言）に声律理論は適用されるか

沈約らの声律理論が五言詩に関するものであることは知られているが、四言句からなる銘の場合、まず適用の有無やその在り方について確認する必要がある。そこで、『文鏡秘府論』（西巻「文筆二十八種病」）を手掛かりとしつつ、沈約らの実作品から当時の四言句の声病を帰納的に解明したい。なお、ここでは、「八病」のうち、四声の按排を規則化した平頭・上尾・蜂腰・鶴膝について検討する。まず、平頭については、「或るひと曰はく」として、

四言・七言及び詩賦頌は、第一句の首字、第二句の首字を以て、同声なるを得ず。復た拘るに字数の次第を以てせざるなり。曹植「洛神賦」に、「榮曜秋菊、華茂春松（榮、秋菊よりも曜き、華、春松よりも茂し）」と云ふが如き、是れなり。銘誄の病、一に此の式に同じ。乃ち疥癬の微疾にして、巨害と為さず。

と言う。記号によって示すならば、「×○○○、×○○○」のように×印の字が同声の場合、平頭の声病を犯すこととなる。この記事では、銘の場合も適用されることが明言されている。次いで上尾は、次のように言う。

（或るひと云へらく）其れ賦頌は、第一句の末を以て第二句の末と同声なるを得ず。張然明「芙蓉賦」に、「潜靈根於玄泉、擢英耀於清波（靈根を玄泉に潜め、英耀を清波に擢ぶ）」と云ふが如き、是れなり。蔡伯喈「琴頌」に、「青雀西飛、別鶴東翔。飲馬長城、楚曲明光（青雀、西に飛び、別鶴、東に翔ける。馬に長城に飲ひ、楚曲、明光あり）」と云ふは、是れなり。其れ銘誄等の病も、亦た此れに異ならざるのみ。

すなわち、「○○○×、○○○×」のように奇数句末が韻字と同声の場合、犯則となる。これも銘に適用される。

蜂腰については、『文鏡秘府論』では五言詩句における規定（第二字と第五字の同声を避ける）のみを示し、四言について言及していない。しかし、散文における四言句の犯則として「筆得者、『刺是佳人』。失者、『揚雄甘泉』（筆

の得たる者は、『刺是佳人』。失へる者は、『揚雄甘泉』(『文鏡秘府論』西卷「文筆十病得失」) という事例が挙げられている。また、『梁書』王筠伝には、次のような挿話がある。

約「郊居賦」を製るに、構思時を積むも、猶ほ未だ都ては畢らず、乃ち筠に要めて其の草を示し、筠読みて「雌霓五激の反連蹠」に至り、約掌を撫して欣拊して曰はく、「僕嘗に人の呼びて霓五鶏の反と為すを恐る」と。

右に拠れば、沈約は王筠が「霓」字を入声(五激の反)に読んだことに、我が意を得たりと感激している。「蹠」字が平声であることからすれば、蜂腰は、「○×○×」のように第二字と第四字との同声であったと推測される。

鶴膝は、『文鏡秘府論』に拠れば、五言詩の第五字と第十五字との同声を犯則とする規定であり、「凡諸賦頌、一同五言之式(凡そ諸もの賦頌は、一に五言之式に同じ)」と言う。挙例されている潘岳「閑居賦」の「陸攄紫房、

【永明文人による墓誌銘犯則表】

撰者	墓誌名	句数	平頭(1)	平頭(2)	上尾	蜂腰(1)	蜂腰(2)	鶴膝	出典
沈約	(1) 齊太尉文憲王公墓誌	20	2	0	0	1	0	2	芸文類聚46
	(2) 丞相長沙宣武王墓誌	20	1	0	0	1	0	2	芸文類聚45
	(3) 尚書右僕射范雲墓誌	12	0	0	0	1	0	1	芸文類聚48
	(4) 司徒謝朓墓誌	18	3	0	0	4	1	0	芸文類聚47
	(5) 太常卿任昉墓誌	12	4	0	0	1	0	2	芸文類聚49
謝朓	(6) 齊鬱林王墓誌	6	0	0	0	0	0	1	芸文類聚45
	(7) 齊海陵王墓誌	32	2	0	0	2	1	3	夢溪筆談15
	(8) 臨海公主墓誌	28	3	1	0	0	1	1	芸文類聚16
王融	(9) 新安長公主墓誌	12	2	0	0	2	0	2	芸文類聚16
	(10) 豫章文獻王墓誌	10	0	0	0	0	0	2	芸文類聚45
	(11) 永嘉長公主墓誌	16	2	0	0	0	0	2	芸文類聚16
任昉	(12) 劉先生夫人墓誌	24	3	2	0	1	2	文選59	

北魏墓誌銘における南齊永明声律理論の反映について

水挂頰鯉。或宴于林、或禊于汜（陸に紫房を攄べ、水に頰鯉を挂く。或いは林に宴し、或いは汜に禊す）からすれば、「○○○×、○○○○○。○○○×、○○○○」の×印の字が同声となるものと思われる。

以上のことを沈約らの墓誌銘に当てはめてみると、前頁の表のようになる。平頭（一）は、第一字と第五字（第二句第一字）とが同声の病を犯すものであり、平頭（二）は、（一）から同平声を除外したものである。この結果を見る限り、沈約らは同上去入声を平頭の規準としていたことが判る。上尾は、第四字と第八字（第二句第四字）とが同声の病を犯すものである。但し、第一句末（換韻後も含む）の押韻は除外した。この声病は完全に避けられており、沈約自身が「文章の尤疾」（『文鏡秘府論』）と述べていることから見ても、巨病として忌避されていたと思われる。蜂腰（一）は、第二字と第四字とが同声の病を犯すもの、蜂腰（二）は、（一）から同平声を除外したものである。これも平頭の場合と同様に、沈約らは同上去入声を声病としていたようである。鶴膝は、第四字と第十二字（第三句第四字）とが同声のものである。ここでは四句一単位として区切らず、第三句末と第五句末とが同声の場合も犯則として数えたが、かくも多くの犯則を見ると、沈約らがこれを忌避していたとは考え難い。

これを要するに、沈約らの墓誌銘では「主に平頭・上尾・蜂腰の三声病を避ける」、「平頭・蜂腰は同平声を許容する」、「上尾は必ず避ける」といった銘（四言）における声律の実態が浮かび上がる。

三 比較的初期の北魏墓誌銘における声律

ここでは、北魏墓誌銘の具体的事例として、「元弼墓誌」（太和二十三年・四九九）を紹介したい。北魏における「銘」を有する墓誌としては、「元楨墓誌」（太和二十年・四九六）に次ぐ、比較的初期のものである。

- | | | | | | |
|---|------|---|------|---|---------------------|
| 1 | 巖巖垂岫 | 2 | 岷岷高雲 | 3 | 巖巖たる垂岫、岷岷たる高雲、 |
| 5 | 鑿茲既鏡 | 4 | 懷我哲人 | 6 | 茲の既鏡に鑿みて、我が哲人を懷ふ。 |
| 7 | 重淵餘靜 | 8 | 桴蓐方紛 | 9 | 重淵餘かにして静かに、桴蓐方に紛たり、 |
| | 如何斯艷 | | 湮此青春 | | 如何ぞ斯の艷、此の青春を湮す。 |

9 騷^平墟^去壘^上 10 密密^入幽^入途^平 騷^平騷^平たる墟^去壘^上、密密^入たる幽^入途^平、
 11 悲^平哉^平身^去世^上 12 逝^去矣^上親^入疏^平 悲^平しき哉^平身^去世^上、逝^去ける矣^上親^入疏^平。
 13 沈^入沈^平夜^入戸^上 14 瑟^入瑟^平松^入門^上 沈^入沈^平たる夜^入戸^上、瑟^入瑟^平たる松^入門^上、
 15 月^平堂^上夕^去閉^去 16 窮^平景^上長^平昏^平 月^平堂^上夕^去べに閉^去ざされ、窮^平景^上長^平しへに昏^平し。
 17 感^上哀^平去^上友^上 18 即^入影^上浮^入原^平 哀^平を去^上友^上に感^上じ、影^上を浮^入原^平に即^入く、
 19 攸^平靡^平巾^去 20 莫^入莫^入不^入存^平 攸^平攸^平として巾^去ふ靡^平く、莫^入莫^入として存^平せず。
 陶淵明「帰去来兮辞」(『靖節先生集』卷五)に「雲無心以出岫、鳥倦飛而知還(雲無心にして以て岫を出で、鳥
 飛ぶに倦みて還るを知る)」とあるように、雲は山中の洞窟から生まれ出る。ここでは実景ではなく、そのような高
 い山を故人の人柄に喩えたものである。また、第五句「重淵」は「莊子」列御寇篇「夫千金之珠、必在九重之淵、
 而驪龍領下(夫れ千金の珠は、必ず九重の淵にして、驪龍の領の下に在り)」を典故として、やはり内に美德を秘め
 た故人の人柄を述べたものである。第七・八句では、元弼が若くして亡くなつてしまふ(享年四十七)ことが暗示
 され、第九句からの追悼の追悼の叙述へと繋がる。第十一句の「身世」は、南朝宋の鮑照「詠史」詩(『鮑氏集』卷
 六。また『文選』卷二十一)「君平獨寂寞、身世兩相棄(君平 独り寂寞として、身世 兩つながら相棄つ)」を踏ま
 えたもの。ここでは逝去する故人(「身」)の悲しみと故人を失う世間(「世」)の悲しみを言う。また、その対とな
 る第十二句は故人が親しい者(「親」)からも、そうでない者(「疏」)からも去つてしまったことを言う。第十三句
 以降は墓所の情景となり、生者の側の悲しみや天への恨みを述べて終わる。
 音声面に着目すると、冒頭の「巖巖」「岨岨」の如く、疊字が多用されていることに気づく。しかも、その組み合
 わせは全て平声と入声の対になっており、撰者は音声の調和を意識していたと推察される。そこで、前節で明らか
 にした銘の声律に照らしてみると、この墓誌銘では平頭・上尾・蜂腰の三声病を全て避けていることが判明した。
 すなわち、各聯の第一句第一字と第二句第一字との同上去入声は無く(平頭)、奇数句末は全て韻字と四声を異にし
 (上尾)、各句の第二字と第四字も全て四声を異にしている(蜂腰)。

四 北魏墓誌銘の声律

それでは「元弼墓誌」のように声律を意識した北魏墓誌銘は、どの程度存在するのであろうか。そのことを確認するため、最も早い「元槿墓誌」から数えて二十年の間に制作された墓誌銘について、声病の調査を行った¹⁰⁾。

【北魏墓誌銘犯則表…496～515年】

年号(西暦)	墓誌名	句数	平頭	上尾	蜂腰	出土地点
太和20年(496)	(1) 元槿墓誌	26	2	2	4	河南省洛陽市
太和23年(499)	(2) 元弼墓誌	20	0	0	0	河南省洛陽市
	(3) 元彬墓誌	26	1	1	1	河南省洛陽市
	(4) 韓顛宗墓誌	30	0	2	0	河南省洛陽市
景明元年(500)	(5) 元榮宗墓誌	18	1	2	0	河南省洛陽市
	(6) 元定墓誌	20	2	2	1	河南省洛陽市
景明2年(501)	(7) 元羽墓誌	24	1	4	2	河南省洛陽市
	(8) 趙諡墓誌	8	0	0	0	河北省趙県
	(9) 元澄妻李氏墓誌	24	0	1	2	河南省洛陽市
景明3年(502)	(10) 穆亮墓誌	32	2	3	2	河南省洛陽市
	(11) 李伯欽墓誌	14	0	1	0	河南省洛陽市
景明4年(503)	(12) 元誘妻馮氏墓誌	26	2	1	1	河南省洛陽市
正始元年(504)	(13) 封和突墓誌	8	1	1	0	山西省大同市
	(14) 元龍墓誌	24	0	0	0	河南省洛陽市
正始2年(505)	(15) 崔隆墓誌	16	0	1	0	河南省洛陽市
	(16) 元鸞墓誌	24	1	2	4	河南省洛陽市
	(17) 元始和墓誌	24	0	3	2	河南省洛陽市
	(18) 李蕤墓誌	24	0	1	1	河南省洛陽市

延昌2年 (513)	(44) 元顥僞墓誌	16	0	1	0	0	河南省洛陽市
	(43) 崔猷墓誌	32	1	1	3	3	山東省淄博市
	(42) 鄯乾墓誌	46	0	8	0	0	河南省洛陽市
	(41) 元顥妻李元姜墓誌	24	2	0	0	0	河南省洛陽市
永平5年 (512)	(39) 封昕墓誌	38	1	0	0	0	河南省洛陽市
	(38) 元悅墓誌	10	1	2	0	0	河南省洛陽市
	(37) 楊阿難墓誌	40	0	0	5	0	河南省洛陽市
	(36) 楊穎墓誌	24	0	2	0	1	陝西省華陰市
	(35) 司馬紹墓誌	24	0	2	1	1	陝西省華陰市
	(34) 元閔墓誌	14	0	1	1	1	河南省孟州市
	(33) 司馬悅墓誌	22	0	2	1	2	河南省孟津縣
	(32) 元英墓誌	38	0	7	2	1	河南省孟州市
永平4年 (511)	(31) 辛祥妻李慶容墓誌	60	4	2	1	1	河南省洛陽市
	(30) 寧陵公主(王誦妻元氏)墓誌	40	0	2	0	3	山西省太原市
永平3年 (510)	(29) 元願平妻王氏墓誌	28	1	0	0	0	河南省洛陽市
	(28) 穆循墓誌	24	1	5	1	1	河南省洛陽市
	(27) 元融妻穆氏墓誌	18	1	3	0	0	河南省孟津縣
永平2年 (509)	(26) 元繼妻石婉墓誌	24	1	0	0	0	河南省洛陽市
	(25) 王瑾奴墓誌	40	3	5	2	0	河南省洛陽市
	(24) 元鐸墓誌	36	0	3	0	1	河南省洛陽市
	(23) 元詳墓誌	22	2	0	1	2	河南省洛陽市
永平元年 (508)	(22) 元緒墓誌	20	0	3	0	0	河南省洛陽市
	(21) 元嵩墓誌	34	1	5	2	0	河南省洛陽市
	(20) 元鑿墓誌	40	1	2	2	2	河南省洛陽市
正始4年 (507)	(19) 元思墓誌	20	3	4	2	2	河南省洛陽市

延昌3年 (514)	(45) 元演墓誌	40	2	0	1	河南省洛陽市
	(46) 王普賢墓誌	32	0	0	0	河南省洛陽市
	(47) 孫標墓誌	14	0	0	0	河南省洛陽市
	(48) 元颺妻王氏墓誌	12	1	0	0	河南省洛陽市
	(49) 司馬景和妻孟敬訓墓誌	12	0	1	0	河南省孟州市
	(50) 文成帝妻耿氏墓誌	24	1	2	1	河南省洛陽市
	(51) 孝文帝妻趙充華墓誌	16	1	2	1	河南省洛陽市
	(52) 長孫瑱墓誌	24	2	4	0	河南省洛陽市
	(53) 元颺墓誌	32	1	1	3	河南省洛陽市
延昌4年 (515)	(54) 元珍墓誌	32	0	2	4	河南省洛陽市
	(55) 邢偉墓誌	26	3	0	1	河北省河間市
	(56) 山暉墓誌	14	0	0	1	河南省洛陽市
	(57) 王禎墓誌	32	2	0	2	河南省洛陽市
	(58) 皇甫驎墓誌	30	0	5	2	陝西省戶県
	(59) 王紹墓誌	40	2	0	2	河南省洛陽市

調査の結果は右表の通りである。完全に三声病を避けたものとしては、(2) 元彌墓誌の他に、(8) 趙謚墓誌(14) 元龍墓誌(47) 孫標墓誌が存在することが判った。しかし、僅か四例に過ぎず、全体から見ればごく少数と言わざるを得ない。ここで再び第二節の沈約らの墓誌銘を振り返ってみると、(2) (8) (12) に平頭、(4) (7) に蜂腰の犯則(ともに同上去入声)が見られた。一方、上尾については、犯則は全く見られなかった。そこで、この結果を一応の許容範囲として、北魏墓誌銘のうち上尾を避けたものに注目してみると、前述の四例に加えて、(23) (26) (27) (30) (38) (40) (41) (48) (55) (56) (58) (59) の十二例、合計十六例を挙げることができる。

しかも興味深いことに、右の表を前半十年(四九六〜五〇五)と後半十年(実質的には五〇七〜五一五)とに分けるならば(二重線で分割)、前半においては十八首中三首(約16・7%)、後半においては四十一首中十三首(約

31・7%) が声病(上尾)を避けたものであり、その比率はほぼ倍増していることが判明する。南斉永明文壇において発明された声律理論は、北魏墓誌銘において未だ主流とはなり得ていないものの、確実に反映されつつあった。

注

(1) 墓誌銘の起源が西晋時代に求められることについては、中田勇次郎「中国の墓誌」(『中国墓誌精華』中央公論社、一九七五年)では主に書式などの外形的方面から検討が行われ、また福原啓郎「西晋の墓誌の意義」(『礪波護編』『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、一九九三年)では主に被葬者の境遇と遺族との関係性といった方面から論じられている。

(2) 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、一九九二年。のち二〇〇八年再版。本稿では二〇〇八年版を用いた)を底本としたが、同書に未収のもの、及び釈文の異同については、毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』(線装書局、二〇〇八年)を参照した。北朝の五言詩における声律理論の適用については、樋口泰裕「北朝詩における格律化の趨勢」(『筑波中国文化論叢』第十六号、一九九六年)に論じられている。

(3) 沈約の声律理論やその検証方法については、清水凱夫『新文選学』(研文出版、一九九九年)第七章「文選」研究の基礎資料——沈約の声律諧和論——を参照した。

(4) (或曰)四言七言及詩賦頌、以第一句首字、第二句首字、不得同聲、不復拘以字數次第也。如曹植「洛神賦」云、「榮曜秋菊、華茂春松」、是也。銘誄之病、一同此式。乃疥癬微疾、不爲巨害。

なお、訳注として興膳宏訳注『文鏡秘府論』(弘法大師空海全集)第五卷、筑摩書房、一九八六年)を参照した。

(5) (或云)其賦頌、以第一句末不得與第二句末同聲。如張然明「芙蓉賦」云、「潛靈根於玄泉、擢英耀於清波」、是也。蔡伯喈「琴頌」云、「青雀西飛、別鶴東翔。飲馬長城、楚曲明光」、是也。其銘誄等病、亦不異此耳。

(6) 約製「郊居賦」、構思積時、猶未都畢、乃要筠示其草、筠讀至「雌覽五激反連蹇」、約撫掌欣抃曰、「僕嘗恐人呼爲寬北魏墓誌銘における南斉永明声律理論の反映について

五鶏反」。

(7) 四声の調査は、『切韻』を継承した『広韻』（影印本は『校正宋本広韻』芸文印書館、一九九八年）を用いた。また、押韻については于安瀾著・暴拯群校改『漢魏六朝韻譜』（河南人民出版社、一九八九年）を参照した。

(8) 『梁書』王筠伝の記事は同平声の蜂腰を避けるものであった。清水氏前掲書（四六三頁）に、沈約が可及的に同平声を避けようとしていたことについて指摘されている。

(9) 梁代の出土墓誌の結果は、左表のように声病を避けているようには見受けられない。その原因は様々に考えられるが、中村圭爾「東晋南朝の碑・墓誌について」（『六朝江南地域史研究』汲古書院、二〇〇六年）には、『芸文類聚』所収の墓誌銘が直接的には撰者の別集から採録されていたことが指摘されている。だとすれば、沈約らの方に声律に合致するよう改変が加えられた可能性も否定できない。但し、(7) 齊海陵王墓誌は北宋の沈括が原石を実見して記録したものである（『夢溪筆談』卷十五 芸文二）。

撰者	墓誌名	句数	平頭(1)	平頭(2)	上尾	蜂腰(1)	蜂腰(2)	鶴膝
任昉	(13) 蕭融墓誌	34	5	1	3	2	1	3
徐勉	(14) 蕭敷妃王氏墓誌	48	12	3	1	4	2	1

(10) 調査対象は、「銘」を有し、且つ欠字が声病の判定に影響しないものとした。なお、表中の墓誌の名称は、梶山智史編『北朝隋代墓誌所在総合目録』（明治大学東アジア石刻文物研究所、汲古書院、二〇一三年）に拠った。また、第二節において、銘では鶴膝を避けないことが判明したため、記載を省略した。